

事務連絡  
令和3年8月20日

各市町村教育委員会教育長 }  
各公立小中学校長 } 殿  
各教育事務所長 }

県教育庁義務教育課

緊急事態宣言下における児童生徒の外出について（依頼）

みだしのことについて、別添のとおり令和3年8月19日付け事務連絡で、県立学校教育課より県立学校長あてに通知が行われたところです。

については、市町村教育委員会及び小中学校においても、県立学校への通知を参考に御対応くださいますようお願いいたします。

教育事務所においては、市町村教育委員会及び学校に対し必要な助言等をお願いいたします。

記

〔添付資料〕

（添付1）【事務連絡】緊急事態宣言下における児童生徒の外出について（依頼）

〈この件の担当〉  
沖縄県教育庁義務教育課 学力向上推進室  
TEL 098-866-2741 FAX 098-866-2750

事 務 連 絡

令和3年8月19日

県立学校長 殿

県教育庁県立学校教育課

緊急事態宣言下における児童生徒の外出について（依頼）

本県における新型コロナウイルス感染症は感染力の強い変異株の影響で急激に拡大しており、医療提供体制の逼迫や児童生徒等の新規感染者が著しく増加するなど危機的な感染状況となっております。

今後、緊急事態宣言も延長される見通しであり、徹底した感染症対策が求められる中、マスク未着用での外出や児童生徒の集団がファストフード店舗や公園等での会食や長時間の滞在等が散見され、県民から懸念の声が多数寄せられております。

については、学校ホームページやオンライン等を活用し、児童生徒に不要不急の外出を慎み、日常的な感染症の徹底を呼びかけるとともに保護者への周知をお願いいたします。

【本件担当】

教育庁県立学校教育課

産業教育班 山城 篤

TEL :098-866-2715

e-mail:yamashat@pref.okinawa.lg.jp